

5第8号陳情 「再審法（刑事訴訟法の再審規定）改正の促進を国に求める意見書」の  
提出を求める陳情

受 理 年 月 日 令和5年5月29日

陳 情 者 東大和市湖畔2-1044-98  
再審法改正をめざす東大和市民の会  
代表 鈴木 矜子

付託する委員会 総務委員会

陳情趣旨

「再審法（刑事訴訟法の再審規定）改正の促進を求める意見書」を国に対し提出すること。

陳情理由

罪を犯していない人が誤った捜査・裁判によって自由を奪われ、仕事や家庭を失い、築き上げてきた人生の全て、最悪の場合は死刑によって生命さえ奪われる——冤罪は国家による最大の人権侵害です。しかし、冤罪事件は後を絶ちません。そしてその救済に気の遠くなるような年月がかかるという実態があります。

1966年に静岡で発生した袴田事件では、死刑判決が確定してから42年目の本年3月ようやく再審開始が認められました。静岡地裁が2度目の再審請求を認めたのは2014年ですが、検察の異議申立てにより9年の歳月が流れ、袴田巖さんは87歳になってしまいました。なお、袴田事件の再審開始の決定文には、捜査機関による証拠捏造の可能性についての言及があります。

1967年に茨城県で起きた布川事件でも、裁判所が再審開始決定を出しても、その都度検察が異議を申し立て、無期懲役判決から31年が経過した2009年にやっと最高裁で再審開始が確定しました。

その他、足利事件や東電OL殺人事件などマスコミでも取り上げられた重大事件が再審の結果無罪となる判決が近年になって相次いで出されています。

このような状況の中、冤罪が疑われる被告を早期に救済するために再審法の改正を求める声が強まっています。袴田事件の再審開始に際しては「読売」「日経」をはじめ各社が社説で制度の不備を指摘しました。世論の高まりは地方議会にも及び、再審制度の見直しを求める意見書が2023年3月末現在127の自治体で採択されています。

そもそも現行の刑事訴訟法には再審に関する条文が19条しかなく、戦後の改正で「不利益再審の禁止」がなされただけで、大正時代の規定がほぼそのままとなり、冤罪被害者の一刻も早い救済のためには、速やかな法改正が必要です。

そこで、私たち東大和市民の会では次の事項について実現を求めます。

1. 再審のための全ての証拠を開示すること。

検察側が持っている全ての証拠の中には、検察の主張を強めるものもあれば、逆に被告の無罪を指し示す証拠もあります。これまでに再審無罪とされた冤罪事件のほとんどで、検察や警察が被告に有利な証拠を隠し続けていたことが明らかになっています。

冤罪をなくすためには、証拠を全て開示させる制度が必要です。——「検察の手中にある捜査の成果は有罪を確保するための検察の財産でなく、正義がなされることを確保するために用いられる公共の財産である。」（1991年、カナダ最高裁スティンコム判決）——カナダやアメリカでは証拠開示が法制化されています。

2. 再審開始決定に対する検察の不服申立てを禁止すること。

再審開始決定に対して検察が上訴して取消しを申し立て、裁判を長引かせ、無実の人を苦しめています。ドイツでは、検察官の不服申立てが1964年に禁止されました。日本でも、検察官の不服申立てを禁止すべきです。再審開始決定が出たら、裁判のやり直しをすぐに始める。検察官は不服があれば、そのやり直しの裁判で改めて有罪を主張して争えばいいのです。

3. 再審における手続を整備すること。

現行法では、再審請求審をどのような手続で行うのか規定がほぼなく、再審請求人の権利が保障されていません。裁判所は、再審請求審で弁護士との進行協議に応じないまま事件を放置したり、審理が公開されることもなく証拠調べも行わずにいきなり再審請求を棄却することすらあります。したがって、再審の手続を整備し、ルールをつくる必要があります。